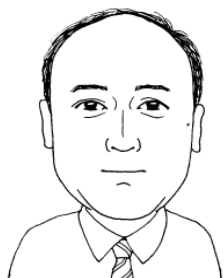


# ネットワーク社労士



平成 19 年 8 月 1 日発行  
埼玉県社会保険労務士会熊谷支部研修部

就任挨拶

Vol. 10

支部長 日向 裕道

4月26日の支部総会にて、支部長という大役を仰せつかりました日向です。よろしくお願いたします。

これまで多くの諸先輩方が築きあげてこられました支部の運営管理を任される形になりましたが、新井前支部長から渡されました支部というバトンはとてつもなく大きく重く感じられ、落とすのではないかと、コースを外さず走れるだろうか、そんな心境であります。そのバトンの中身を見ますと98名の支部会員（平成19年4月1日付け）を抱えており、この広報誌やら支部ホームページをご覧になってお分かりの通り、支部では活発な活動を展開しております。（是非、当支部ホームページを訪ねてください）さらに今後も支部独自の地域交流・事業計画も予定されておるところであります。そんな背景があつて組織の一部変更、副支部長を3名に渉外部の増設をし各部の均等化スリム化を図りました。円滑な事業展開を心掛けていく中で各部の分掌役割分担については検討していきたいと思っております。いずれにしましても、皆様からの叱咤激励をいただきながら、しっかりバトンを握りコースを間違えず走りしたいと思います。

さて、社労士を取り巻く環境は諸法令の改正を待つまでもなく目まぐるしく推移しております。これまでの業務内容といえば労務管理と年金というのが大方の仕事でした、がこの4月より裁判外紛争解決手続き業務が拡大されました。昨年より実施されております、特別研修を経て特定社会保険労務士の誕生・活躍が期待されることとなりました。新たな業務開拓と喜ばれる側面ではありますが、同時に労使双方の代理人となつて社労士同士が対峙するという可能性も出てまいります。そこで求められるのは何か、自問します。

ところで、私達士業に限らず、「仕事をする」ということを考えたときに3つの意義があると思います。1つは、生活の糧を得るということ、経済的側面。2番目は、自己実現、特に社労士は「資格」を持たなければできないわけですから、この意味合いは強いのではないのでしょうか。そして、最後に、仕事を通じての社会奉仕。私達の仕事は社会保障に関係するところを包括しており、この意味からも国民の福利厚生に寄与するところ大であります。この3つのバランスの度合い、潤滑油となるのが職業倫理ではないのでしょうか。今年度より会員には倫理研修が義務付けられます。研修を受けたからといってすぐに身につくものではないでしょうが、日頃からの研鑽、例えば支部会・研修会等へ参加することにより情報交換・人的交流を図るなかで着実に培われるものと期待しております。

来年12月2日は、社会保険労務士法が施行されて40年を迎えます。40年といいますが「不惑」の年でもあります。社会保障分野における唯一の専門家として、法改正等さまざまに変わる激しい時代のなかにあつても「惑うことなく」国民の期待に沿い誠実に職務を行なわなければなりません。このところの年金記録加入もれという国民にとっては生活権に関わる由々しき問題に対して、私達社労士としてのスタンスが問われているようにも思われます。法令順守はもちろんのこと今述べました強固な倫理観をもって職務にあたるのが求められているのではないのでしょうか。

会員の皆様はじめ関係各位のより一層のご支援・ご協力を重ねてお願い申し上げます。挨拶に代えたいと存じます。

## 新役員の紹介

### 役員就任のご挨拶

副支部長：川崎 嘉裕

このたび、副支部長の大役を仰せつかりました川崎でございます。熊谷支部の皆さんには、日頃より大変お世話になっております。経験の浅い私ですが、ご推薦いただいた皆さんのご期待に添うべく精一杯努力してまいります。今後ともご指導いただけますようよろしくお願い致します。支部におきましては日向支部長のご指示の下、瀬谷・齋藤両副支部長そして役員の皆さんと協力して、皆さんのお役に立つべく努力いたします。埼玉会においては、皆さんのご意見を少しでも多く埼玉会の運営に反映したいと願っております。最後になりましたが、会員の皆さんが主役の熊谷支部において微力ながらお世話をさせていただきます。お気づきの点はお気軽にお申し付けいただけますようお願い致します。



### 副支部長就任にあたって

副支部長：瀬谷 卓美



今回副支部長を引き受けました瀬谷です。任期冒頭から、役員の皆さんが年金問題の大混乱に立ち向かう中、事情で重要会議にも立ち会えず、もどかしい限りです。

私の支部活動に関する基本的考えは「小さな予算でも大切な会費。手間はかかっても適切に執行。でも、個々の会員の事務負担は、広く薄く」です。役員ばかりではなく、多くの皆さんが支部事業へご参加くださることを期待

しております。

とはいえ、それぞれ個人的な優先順位はありますから、皆勤賞をねらう必要はないと思います。私の担当する分野をご紹介しながら、私にとっての優先順位を披露させていただきます。

#### ① 社労士の地位向上

知名度アップ事業を最優先し、立正大学をはじめ、地域交流を担当します。

#### ② 埼玉会及び政治連盟との円滑な情報交換

「浦和」とのパイプ役として、支部を代表する理事・幹事を務めます。

#### ③ 前事業部担当事業のフォロー

前事業部長として、事業部事業・渉外事業を担当します。

以上を主に担当しますが、主体性や指導力を発揮しようなどとは考えず、お世話係に徹するつもりです。

どうぞよろしくお願い致します。

### 役員就任にあたって

副支部長：齋藤 馨

昨年までの二年間は厚生部長として、会員の皆様には福利厚生、懇親会、支部旅行等を実施する中でご理解とご協力を賜りましたことにまずは御礼申し上げます。

さて、本年度は副支部長と大役をおおせつかりました。日向支部長さんのご指導の下、組織の活性化の為に、役員の皆様とのチームワークを蜜にすることに心がけ、会の運営の一翼を全力で担う所存です。どうぞ宜しくお願いします。



## 新役員の紹介



### 就任のご挨拶

事業部長：塚越 尚之

この度、事業部長を仰せつかりました。よろしくお願いします。

事業部の担当業務は、渉外部の新設により昨年度までと比べると行政協力活動、社労士試験協力、社労士制度推進事業、セミナー講師派遣などと少し身軽になりましたが、十分協議しなければならない事案もありそうです。

皆様のご意見を頂戴しながら事業を進めていこうと考えています。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 役員就任にあたって

総務部長：村山 勝

総務部とホームページ委員会を担当します村山です。どうぞよろしくお願い致します。

総務部では、ホームページとメーリングリストの活用を活発化させるため、支部会案内等の送付を、皆様の同意を得て減らす方向に持っていくことを提案いたします。これも電子申請時代に対応できるスキルを身に付けていただく第一歩だと考えます。

いつでも・・・24時間いつでも

どこでも・・・事務所、自宅、外出先等どこでも

誰でも・・・老若男女すべての会員に

支部からの情報がスムーズに流れるように、また会員の皆様も情報発信者になれるように。そんな情報の相互発信支部熊谷を確立すべく、微力ながら2年間務めさせていただきます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



### 役員就任にあたって

研修部長：鈴木 章容



この度は、初めての部長就任ということで、今しばらくは目の前の一つ一つの仕事しかこなせない状態でありますこと先ずはお許し下さい。研修部の活動目的は文字通り、会員各位に対しての研修のご提供です。研修会が終了した時に皆様が、「なるほど！」と思って帰っていただくことが、我々研修部部員の仕事と認識しております。日常の些細な疑問から、グローバルな話題までを研修会のまな板に

載せ、それを講演と言う板場で、会員皆様と一緒に楽しんで行ければと考えております。その為には、鮮度の良いネタと美味の情報提供を、会員皆様からも募りたいと思っております。そんな美味しい回転寿司屋のごとく頑張りたいと思いますので、宜しくご指導・ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

## 新役員の紹介



### 役員就任にあたって

経理部長：川上 景子

2007年度の経理を担当することとなり、大変重く受け止めております。日向支部長より経理部長にとのお話をいただいた折りは、会計事務所勤務で慣れ親しんだ会計業務ということで、何となく軽い気持ちで経理部長の役をお引き受けしたものでした。実際の経理の仕事は、会費の徴収等に始まり、各々の行事における人数分の日当、懇親会における領収書の用意等々、これは机上での事務仕事とは違い、ある意味力仕事だとの実感を強くする今日この頃です。同時に事の重大さを肝に銘じています。副部長の菅原さん、部員の川部さんと共に最後まで職務を全う出来るよう勤める所存ですので、会員の皆様の温かいご指導、ご鞭撻をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

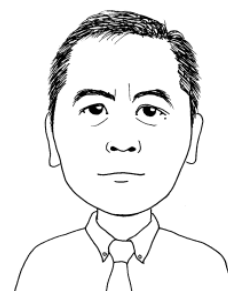
### 役員就任にあたって

厚生部長：西本 好雄

この度、厚生部長に就任した西本です。役員としては新米ですので至らないところは有ると思いますが、よろしく願いいたします。

厚生部の仕事は、会員旅行、懇親会、愛好会、各スポーツ大会等に参加される会員への連絡や調整などです。前任の齋藤部長のようにきめ細かい心配りは出来ませんが、仕事を離れて、多くの人が気分転換をし、楽しんで頂けるよう努力したいと思います。

厚生部の活動を理解していただき、多くの人に参加をしていただく様に努力し、ソフトボール大会、ゴルフ大会、ボーリング大会で昨年よりも少しでも上位に上がりたいと思います。何卒皆様のお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。



### 役員就任にあたって

渉外部長：高田 幸生

この度、渉外部を担当させていただくこととなりました高田です。

渉外部は今年度より新設された部ですので、最初聞いた時は皆さんもどのような業務を担当するのかよくわからなかったと思います。

ところが、渉外部長に就任早々、社会保険事務所への派遣協力の件でお騒がせしましたので、渉外部の業務内容を少しはわかっていただけたのではないかと思います。今後も、埼玉そな銀行の年金相談、熊谷市役所の年金相談等で皆さんにご協力いただけたらと思います。

私はまだ業務歴も浅く、至らない点多々あろうかと思いますが、会員の皆様のお役に立つべく精一杯努めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。



## トピックス



### 熊谷行田合同ゴルフコンペ

伊落 進

ゴルフ愛好会の定例コンペが4月4日大麻生ゴルフ場で行われました。今回は行田支部と合同で開催されました。この日は低気圧と前線の通過があり肌寒い一日でした。最終ホール近くでは雷雨に見舞われる大荒れの天気でしたが、皆さん無事にホールアウトしました。

優勝は小野高史さん(行田)、準優勝日向裕道さん(熊谷)、三位安井喜代志さん(行田)でした。

くしくも両支部の現支部長が上位を占めました。懇親会では、ゴルフ談義に華が咲き、合同コンペは今後も時々開きましようということになりました。両支部の交流を深め、日頃の運動不足とストレス解消の有意義な一日となりました。

### 「社労士 小倉千夏の啖呵」 テレビドラマ化!?

飯塚 盛康

<http://syaroushitanka.blog81.fc2.com/>



私は平成15年9月に社労士登録(勤務)をしてから、支部の方とお付き合いさせていただく中で、みなさんの正義感や社会的使命感をもって仕事に取り組んでいる姿を見て、いつも感心していました。

また、労働関係と社会保険関係のエキスパートとして、社会的に大切な存在である社会保険労務士が決してメジャーではないことに悔しい思いをしていました。

しかし、1月26日の熊谷支部賀詞交換会でTさん、Yさんと社会保険労務士をメジャーな存在にするために何ができるかと話しているうちに、社労士を主人公にしたブログ小説を書いたらどうかというアイデアが浮かびました。主人公は女性でいこうと決まると、その他の登場人物のイメージまでとんとん拍子に決まっていきました。

次の日から書き始めると登場人物が原稿用紙の中でどんどん動き始め、1週間後には第1話を書き終えて、2月1日に「社労士 小倉千夏の啖呵」というブログ小説を公開できました。

このブログ小説が、社労士の正義感あふれる美しい姿を世の中に知らしめることができる一助になればと、毎日文章をひねり出しています。

毎日見てブログランキングを「ポチッ」と押していただければ、テレビドラマ化があるかも?



### 上里東公民館「女性学級～年金講座～」

年金熊谷研究会 石川利之

上里町「上里東公民館」より女性学級のなかで年金講座を行なうことになり講師依頼が年金熊谷研究会(NKK)にありました。講座内容は、今話題になっている「離婚時年金分割」です。

女性学級は5月24日に開講しその第1回目が年金講座でした。当日はNKKより10名の講師陣、参加者は女性24名で始まりました。NKKではこれまで熊谷支部研修会での講師経験はありましたが、一般の方を相手にする講師は初めてですのでどう説明したら理解してもらえるか苦労しました。

講座では年金の基礎的なことを説明した後、NKK十八番の寸劇「離婚時年金相談」から「専業主婦編」と「共働き編」を上演し出演者の迫真の演技に爆笑を誘いました。講座終了後の帰りには参加者の方から「すごくよかったわよ」とお褒めの言葉も頂きました。

寸劇のあとは、参加者に電卓を持参してもらって、実際に離婚したときの年金額を計算し離婚時年金分割は思うほど年金額が少ないことを実感してもらいました。

年金額の計算実習では各会員がそれぞれ参加者をまわり指導し、また計算以外の年金についても質問がでるミニ年金相談会にもなって、和気藹々のうちにあっという間に時間が経過し講座終了となりました。

これを機会に、一般の方々にも自分たちの年金について、更なる関心を持っていただけるよう、微力ながら貢献していきたいと思えます。

### 速報!! 年金研究会恒例暑気払い・・・てんぷくトリオ誕生!! 小倉 美里



年金研究会恒例の暑気払いが7月28日(土)に行われました。今年は、長瀬でバーベキューをするのがメインでしたが、その前にアクティブに過ごそうということでライン下りとラフティングに分かれました。私は、ライン下りは何度も乗ったことがあるので、今回は、ラフティングにチャレンジすることにしました。ラフティングはライン下りとは違い、かなりスリリングでしたがなんとか最終地点まで着き、そこで最後にボートでサーフィンをやってみようというインストラクターの指導のもと、川に逆流する形に入っていった時、ボートが一瞬にして転覆し、ボートの下に入ってしまうと出られなくなり、やっと脱出できたと思ったらどんどん流れ、危うく溺れかけてしまいました。その後なんとか自力で岸までたどり着き助かり、事なきを得ましたが、後で思うとかなり危ない状況だったように思います。ラフティングにチャレンジしたのは、年金研究会のメンバーは3人でした。3人とも転覆し危うかったのですがなんとか3人共、無事だったので、その後のバーベキューにも参加できました。バーベキューでは、「てんぷくトリオ」の話で大いに盛り上がりましたが、その晩溺れて息ができない夢が目覚めた私でした。あ～生きてよかった!!

私の2007夏の忘れられない思い出となりそうです。是非、皆さんも年甲斐もなくこんなバカなことにチャレンジする「なまか」のいるNKK(年金研究会)に入って一緒に勉強しませんか?



# 気になる判例紹介

No.2 橋本 正行

## 年次有給休暇確認等請求事件

(昭和44年(ワ)10 1973年3月23日 静岡地裁)

年休は繰り越して当然、時効にかかる部分は買い上げも問題なしと思っていましたが、年休は現実に休ませることが要請され、繰越しは認められない、とするこの判決は至極もつともな論理です。欧米に比べてわが国の年休の取得率が著しく低いのはご承知の通り。この判例の精神を思い起こしてみれば、年休の取得率も上がるかも知れませんね。

**事件概要：**旧国鉄動労組員が2年の時効を理由に年休付与を拒否されたことに対し、年休請求権を有することの確認を請求した事例。

**裁判結果：**棄却

**判決理由：**年次有給休暇請求権に消滅時効の規定の適用があるというためには、その前提として年次有給休暇請求権のいわゆる繰越しが認められなければならないが、年次有給休暇制度の本来の趣旨からいって、年次有給休暇請求権の繰越しは、これを認めることができないといわざるをえない。

すなわち、年次有給休暇の制度は、当該年度において法定の日数を有給で現実に休むことを保障するものであって、その制度本来の趣旨からは、毎年法定の日数を現実に休ませることが要請され、たんに抽象的な年次有給休暇請求権を与え、その繰越ししないし蓄積を認めるだけでは足りないものというべきである。換言すれば、労働基準法が最低限度の労働条件として罰則をもって強行し保障しようとしているところのものは、たんなる抽象的な年次有給休暇請求権の附与またはその蓄積を認めることではなく、現実に当該年度の一定日数を有給で休ませることであるというべく、労働基準法第三十九条にいう「有給休暇を与え……」たことになるためには、現実に有給で休ませることが必要であり、抽象的な年次有給休暇請求権の附与ないし繰越しでは足りないものといわなければならない。

これに反し、年次有給休暇の繰越しを認める立場をとるとすれば、それは必然的に、右同条にいう「有給休暇を与え……」ることをたんに抽象的な年次有給休暇請求権を附与することをもって足ると解する立場に立つことになる。けだし、繰越しというものを認める以上、そこに抽象的な年次有給休暇請求権というものを想定せざるをえず、しかもその繰越しを認めるわけであるから、当該年度においては現実に有給で休ませることをしなくても労働基準法違反にならないと解すべきことになるからである。そしてこの立場をおしすすめると、抽象的な年次有給休暇請求権を附与し、その繰越ししないし蓄積を認めさえすれば、現実に有給で休ませることをいっさいしなくても同法第三十九条の違反にはならず、したがって同法第一一九条の罰則の適用もないということにならざるをえないが、その不当なことは何人の目にも明らかであろう。

この場合、あるいは労働者側からの繰越しのみは認めてよいではないかという議論があるかもしれない。しかし労働基準法は労働条件の最低限度の基準を設定するものであって、労働者側のイニシアティブによるものであっても右最低基準を下廻る結果となることを許容するものではないというべきであるから、労働者の側からする繰越しもこれを認めることはできないといわなければならない。けだし、労働者の側からする繰越しであってもこれを認めることは、逆にいえば当該年度においては法定の日数の有給休暇をとらないことを容認することになるわけで、当該年度に関するかぎり労働基準法の定める最低基準を下廻ることを容認する結果となるからである。

これを要するに、労働基準法上の年次有給休暇の制度は具体的な当該年度において法定の日数を有給で現実に休むことを保障する制度であって、それ以上に出るものでもなく、またそれ以下にとどまるものでもないというべきである。したがって、年次有給休暇請求権の繰越しは、労働基準法上の年次有給休暇制度に関するかぎり、これを認めることができないといわざるをえない。

そうすると労働基準法上の年次有給休暇については時効ということを考える余地はなく、同法第一一五条の規定が適用されることはないというべきである。

# 新会員紹介

掲載事項①名前②抱負③趣味・生きがい  
④その他どうしても言いたいこと



- ① 池田千津子
- ② 主人の税理士事務所開業に伴い、群馬県会から移管してまいりました。税務・労務の双方から顧問先をサポートしていきたいと思ひます。
- ③ 料理（なかなか上達しませんが、好きです）・食べ歩き
- ④ ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。



- ① 内山 浩一
- ② 他支部から異動してきました。勤務社労士なので、支部の皆様との交流を通じて、人間的にも成長したいと思ひます。
- ③ 色んなことに興味があり、旅行、テニス、ゴルフなど好きですが、趣味・生きがいとまでは言えませんが、時間をみつけては色々挑戦しています。
- ④ 宜しくお願ひ致します。



- ① 菅原亜紀子
- ② 社労士資格を取得したきっかけは、会計事務所職員のとき顧問先から、社会保険に関する質問がとて多かったからです。生きている限り切っても切れない税金と社会保険。道交法並に守られていない労基法。複雑な制度を少しでもわかりやすく説明し、安心してもらえるような社労士になりたいです。
- ③ ゴルフ・スキー・ビール飲みながらスポーツ観戦。生きがいは10歳・5歳の放蕩息子&娘(猫です)
- ④ まだまだ勉強不足ですが、先輩先生方のご指導・ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願ひ致します。



- ① 折茂 和好
- ② 現在勤務社労士ですが、開業を目指して得意な分野を作りたい。そのために色々な経験ができると良いと考えています。
- ③ 読書(時代小説・推理小説)、日帰り温泉めぐり、ドライブ、ゴルフ、数人で楽しく飲む酒
- ④ なかなか行事に参加できませんが、多くの方と会って話ができることが楽しみです。研修会等に行ける限り出席したいと思ひます。董(とう)が立った新人ですが、ご指導をお願ひ致します。

☆ 長谷川 健一 (はせがわけんいち) 平成18年7月1日入会 (開業)  
☆ 山本 隆 (やまもとたかし) 平成19年2月1日入会 (勤務)

埼玉県社会保険労務士会熊谷支部ホームページ  
<http://www5e.biglobe.ne.jp/~mmh/>

## 編集後記



研修部のホープ！今後の期待の☆です！ 井草

今年度から研修部員となりました。支部の方に有意義になる様に頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。



無我夢中の担当第1巻の発行！研修部の挨拶の引き続きになりますが、「腕の良い板前達」は揃いました。あとは美味しいネタ探し！皆様のご支援・ご協力お願ひいたします。



この顔かなり今と違うと評判！自分のイラストを再依頼した方が良いとの声続出！ 編集長 鈴木



この頃より体重かなり増加！イラスト再依頼にならないようダイエット必須！断食か！！ 小倉

飲んだ勢いで何故か研修部に・・・  
なんとかネットワーク社労士No. 10も出来上がったし、まっいいか！！

新米研修部員です。今回はTOPIXに自分のブログを紹介させていただきただけで何もお手伝いできませんでしたが、これからは研修部員として少しでもお役に立てるようになりますので、よろしくお願ひします。



筋肉勤務社労士！ボディビル&プログラムも頑張ってます！ 飯塚